

# 市民参加実施予定シート

担当課：コミュニティ課

予定  
令和8年4月1日時点

## (1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	八木南第3コミュニティ・ホームの移転建替えについて	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 ・地域に根差した施設として地域コミュニティの活性化に寄与できる。
正式名称	流山市第3コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について		〈デメリット〉 ・特になし。
概要	第3コミュニティ・ホームは、八木南地区モデルコミュニティ事業として昭和46年に自治省のモデルコミュニティとして整備された施設であるが、建築後約50年が経過しており、老朽化が進み、市民に提供する環境が十分とはいえない状況にある。そこで、コミュニティ・ホームの今後の方向性について、平成26年9月より、各コミュニティ・ホームの利用者等で組織される八木南地区コミュニティ・ホーム対策委員会、八木南第3コミュニティ地区運営委員会と協議の結果、第3コミュニティ・ホームを令和7年に移転建替えするものである。		上位計画の有無 無（流山市独自）

## (2) 市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

## (3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	審議会等	令和6年4月～令和9年3月	地域の代表者	八木南第3コミュニティ地区運営委員会	第3コミュニティ・ホームの今後の方向性について、実際に施設を利用している諸団体、地域の代表からなる各コミュニティ・ホーム運営委員会と協議を実施する。
	その他(アンケート調査)	令和6年12月頃	施設利用者、近隣自治会等		アンケート調査によって意見を収集すると同時に、利用者の意見を直接収集し、幅広い意見を求めるもの。
	その他(現地視察)	令和8年1月頃	地域の代表者	八木南第3コミュニティ地区運営委員会	完成前に建築現場を視察してもらうことにより、市では気づくことのできない利用者の生の声を聴くため。

## (4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和6年度			令和7年度											令和8年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
← アンケート →		← 審議会等 →											← 現地視察 →		

## (5) 当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
現地視察の追加	令和8年1月頃	これまでの協議を含めて完成前に意見を伺うため。			